

一般財団法人ニッポンハム食の未来財団
平成 29 年度 研究助成募集要項

- (A) 「共同研究助成」
- (B) 「個人研究助成」

➤ 公募期間 平成 28 年 7 月 15 日 (金) ~9 月 30 日 (金)

平成 28 年 7 月 12 日

平成 29 年度 研究助成募集要項

1. 目的

この助成は、食物アレルギーに関する知見獲得、問題解決を目指す研究者及び研究グループに対して研究助成金を交付し、研究開発の推進を通して、食物アレルギーに関わる環境改善に寄与することを目的とします。

2. 助成期間

助成期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（1 年間）

3. 対象研究領域

本助成の目的を達成するため、以下の対象領域を設定する。

- ① 食物アレルギー対応食品に関する研究
- ② 食物アレルギーの予防に関する研究
- ③ 食物アレルギーの診断・治療に関する研究
- ④ 食物アレルギーに関する工場内等での衛生管理に関する研究
- ⑤ 食物アレルギーに関するその他研究

上記領域はすべて重要ですが、特に「①食物アレルギー対応食品に関する研究」や「②食物アレルギーの予防に関する研究」の応募を歓迎いたします。

4. 助成区分及び助成件数等

研究助成は（A）「共同研究助成」及び（B）「個人研究助成」の 2 種類に分類され、助成金総額は 6,000 万円とします。

※（A）と（B）では、申請書の様式が異なりますのでご注意ください。

(A) 「共同研究助成」

専門領域を異にする複数の研究者（※）が、同一テーマに関し、広範に共同研究する場合を対象にします。この場合、代表研究者の他に分担経費が 100 万円（税込）を越える共同研究者が一人以上加わることが必要です。また、個人研究助成申請者を共同研究者として申請することはできません。なお、1 件あたり 200 万円から 600 万円（税込）まで、5 件（予定）とします。

※同一機関（大学等）の同一部署（学部等）に所属する者を共同研究者に指名することはできません。

可能な組み合わせ例) 「A 大学 B 学部 C 教授」と「A 大学 D 学部 E 教授」の共同研究
不可能な組み合わせ例) 「A 大学 B 学部 C 教授」と「A 大学 B 学部 F 教授」の共同研究

なお、異分野、他機関との積極的な交流を期待しています。研究体制に食品科学の研究者が入り、医学、薬学、保健、栄養等、異分野かつ他機関が参加していることを歓迎いたします。

(B) 「個人研究助成」

若手研究者（平成 28 年 4 月 1 日時点で 45 歳以下）による単独研究を対象とし、1 件あたり 200 万円（税込）まで、15 件（予定）とします。

なお、提案内容等が適切であれば、新たに「食物アレルギー」に取り組む研究者も積極的に支援したいと考えています。

5. 応募資格

国公私立大学、公的研究機関、民間研究機関（企業含む）において、食物アレルギー関係領域の研究開発を行おうとする研究者及び研究グループ。前年度、前々年度の採択者の応募も可能です。なお、前年度の採択者が同一課題について申請を行う場合は、申請書の「継続の必要性」の欄も必ず記載ください。

6. 助成金の対象となる費用

研究に直接必要な経費及び所属機関・関係機関等の間接経費（オーバーヘッド）とします。

但し、以下に記載した費用は原則、対象外とします。

1. 申請者（代表者）及び共同研究者的人件費（※）

2. 汎用性のある機器（例、パソコン、複合機）の購入費

※助言や講演を依頼する外部の専門家、作業補助者などへの謝金の支払いは可能です。

助成金により税込単価 20 万円以上の機械・器具・備品・資料等を購入する場合、助成期間終了後、個人の所有とせず、所属機関・関係機関等に寄付を行ってください。

7. 応募方法

募集要項及び申請書記入方法に基づいて申請書に記入のうえ、郵送（書留等、記録の残る方法）により提出してください。書類受領後、一週間以内を目途に、申請者連絡先にメールでお知らせする予定です。メールが届かない場合、お手数ですが当財団までお問い合わせください。申請書の書式を変更して応募いただいた場合は、書類不備で失格とさせていただきます。なお、申請書の返却はいたしません。

8. 公募期間

平成 28 年 7 月 15 日（金）～平成 28 年 9 月 30 日（金）（消印有効）

9. 応募問合せ及び申請書提出先

〒305-0047 茨城県つくば市千現 2-1-6 つくば研究支援センターA-24

一般財団法人ニッポンハム食の未来財団 研究助成事務局 担当 沖浦・小泉

TEL : 029-893-4466、FAX:029-893-4360

URL : <https://www.miraizaidan.or.jp>

E-mail : info@miraizaidan.or.jp

9. 審査方法

事務審査の後、当財団の研究助成審査委員会で審査し、理事会で決定します。審査の過程では、必要に応じ、申請書の内容に関するヒアリング調査などへの協力をお願いする場合があります。

10. 審査結果の通知

2 月中旬までに採択結果を応募者へメールで通知します。

なお、採否の理由などに関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

11. 助成金の交付時期と支払い方法

平成 29 年 4 月 1 日以降、覚書締結等の事務手続きが完了次第、交付します。

※採択者個人名義口座への振り込みはできません。所属機関での機関経理をお願いします。

12. 報告等

1. 助成期間終了後、研究成果及び助成金の使途につき、平成 30 年 4 月末日までに報告してください。

2. 平成 30 年 5 月～6 月に東京にて研究報告会開催を予定しています。（A）「共同研究助成」の全採択者は研究成果を発表していただきます。また、（B）「個人研究助成」の採択者につきましても、発表をお願いする場合があります。

3. 当財団は研究成果を含め、助成対象研究の内容をとりまとめ、研究報告書集を刊行するほか、当財団のホームページ上で公表いたします。なお、開示内容に関しては、学術論文への投稿や特許申請に関連した希望がある場合、当財団の許可のもと、開示内容を限定できるものとします。その場合、別途、財団保管用に、開示内容を限定しない研究成果報告を提出していただきます。
4. 当財団職員が研究実施機関を訪問し、研究代表者や経理責任者などへ研究の進捗状況や結果について、ヒアリングを行うことがあります。
5. 採択課題については、採択者名、所属、役職、研究課題名、研究課題概要を当財団のホームページ上で公表します。

13. 研究助成に関する覚書

採択した研究については、研究助成を円滑に実施するために、研究助成開始時に覚書を提出していただきます。覚書の概要は別紙1) のとおりです。

14. その他

申請書に虚偽の記載などがあることが判明した際は、採択後でも、決定を取り消すことがあります。

以上

別紙1) 覚書の概要

1. 研究計画等の遵守

- ・研究助成開始時に提出する実施計画書、研究内容説明書及び支出計画書に従って研究を行う。
- ・当財団の研究助成募集要項に記載されている義務に従うこと。

2. 法令の遵守

- ・倫理原則、関連する諸法令、その他食物アレルギー研究分野において求められる基準、規範に違反する行為を行わないこと。
- ・ヒトを対象とした臨床研究の場合、所属機関の倫理委員会の承認を得ること。

3. 研究助成金の使途

- ・研究助成金を支出計画書に記載されている事項以外の目的に使用してはならない。

4. 委託・請負の禁止

- ・助成対象研究の全部又は一部を第三者（研究計画書に含まれるときを除く）に委託又は請負をさせてはならない。

5. 報告の義務

- ・助成対象研究の終了後、研究完了報告、支出報告等の書類を平成30年4月末日までに財団に提出するものとする。なお、支出報告書は経理責任者との連名で提出してください。

6. 成果の公表

- ・研究成果を公表する際には、当財団から研究助成金の交付を受けた旨を明らかにするとともに、別刷1部を当財団に提出すること。
- ・当財団は研究成果を含め、助成対象研究の内容をとりまとめ、研究報告書集を刊行するほか、当財団のウェブサイト上で公表することができるものとし、採択者は研究成果に関わる提出書類について、当財団に対しその利用を無償で許諾すること。なお、開示内容に関しては、学術論文への投稿や特許申請に関連した希望がある場合、当財団の許可のもと、開示内容を限定できる。その場合、別途、当財団保管用に開示内容を限定しない研究成果報告を提出するものとする。

7. 計画の変更又は中止

- ・助成対象研究計画に重要な変更をしようとするとき又は助成対象研究の継続が困難となり中止しようとするときは、ただちに研究変更・中止報告書を当財団に提出し、当財団からの指示に従うものとする。

8. 成果の帰属

- ・助成対象研究により得られたデータの所有権は、採択者またはその所属組織に帰属する。但し、採択者は、当該データその他助成対象研究の成果を、当財団の定款に定める目的及び事業の範囲内において、当財団が無償で利用することを許諾する。
- ・助成対象研究により得られた知的財産権については、採択者またはその所属組織に帰属する。

9. 個人情報保護

- ・当財団は、採択者への研究助成にあたり、採択者より個人情報の提供又は開示を受けたときは、その個人情報を応募受付、審査、採否決定、助成金交付、6. 第2号の成果報告等一連の業務に必要な範囲にかぎり使用できるものとし、第三者に開示又は漏洩しない。
- ・当財団は、採択者から提供又は開示を受けた個人情報の管理にあたっては、個人情報の漏洩、滅失、改ざん、毀損又はその他の事故を未然に防止するために必要な措置を講じる。
- ・採択者は、所属機関、所属機関住所、役職、連絡先、その他当財団に届け出た個人情報に変更が生じた場合、速やかに当財団に通知するものとする。

10. 他の補助金/助成金との関係

- ・採択者は、助成対象研究について、他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合、当財団の助成目的と齟齬が生じないよう当財団に事前に通知するものとする。当財団は、採択者が他の補助金又は助成金等の交付を受けることによって当財団の助成目的に反することとなる場合、採択者と対応について協議できるものとする。

11. 助成の解除

- ・当財団は、採択者に次の各号に該当する事由があると判断したときは、採択者に対する研究助成を直ちに中止することができる。
 - (1)採択者が7. の申し出により、助成対象研究を終了する場合
 - (2)採択者が、本覚書に定める遵守事項に違反し是正しない、または重大な不適切な行為があるとき。
 - (3)その他、採択者に採択者-当財団間の信頼を破壊するような事由が生じたとき。
- ・当財団は、前項各号の事由により助成を中止するときは、採択者に対する助成金の交付を中止するとともに、支払済みの助成金の返還を求めることができる。

12. 利益相反関係の申告義務

- ・採択者は、助成対象研究について、経済的な利益関係等が想定される機関（所属機関を除く）との個人としての関わりの有無を当財団に報告しなければならない。申告の際の基準は所属機関の規程に照らすものとする。なお、共同研究助成の場合は、共同研究者も採択者と同様の義務を負う。

以上

別紙2) 申請書記入方法

注意事項

- ・所定のフォーム ((A)「共同研究助成」は全10頁、(B)「個人研究助成」は全9頁) を使用してください。頁の追加は認められません ((A)「共同研究助成」において、「共同研究者」の記入枠が不足する場合、同頁をコピーして使用してください)。
- ・応募の際は申請書のみ郵送してください。

特記事項

◆研究課題名

- ・「ヒト及びヒト試料を使った研究である」場合は必ず□にチェック（）をお願いします。

◆申請者連絡先

- ・当財団からの連絡は原則としてすべて申請者（代表者）宛となります。
- 申請者（代表者）の電話・Fax番号及びE-mailアドレスを記載ください。
- ・また緊急時の連絡先として所属機関以外の電話番号を記入してください。

◆経理責任者

- ・当財団では採択者個人名義口座への振り込みはできません。所属機関での機関経理をお願いしています。研究終了後に経理責任者及び採択者の連名で支出報告書の提出をお願いしますので、経理責任者の記載をお願いいたします。

◆申請金額

- ・平成29年度1年間に使用する研究助成希望金額（千円）を記入します。
- ・支出経費内訳書の合計金額（税込）を記載ください。

◆利益相反関係の申告

- ・申請対象研究に関し、経済的な利益関係等が想定される機関（所属機関を除く）との個人としての関わりの有無を所属機関の規程に照らして記入してください。((A)「共同研究助成」の場合は、共同研究グループ全体として申告してください)。

◆共同研究者 ((A)「共同研究助成」のみ)

- ・共同研究者が所属する機関の名称及び共同研究者の役職名及び役割分担を記入します。

◆研究体制について ((A)「共同研究助成」のみ)

- ・なぜ、このような共同研究者が集まつたか、共に取り組むことで、どのような効果が期待されるのかを記入してください。また、共同研究の代表者として、目標の共有及び高い成果を実現するために、どのような工夫を行うのかを記入してください。

◆指導者 ((B)「個人研究助成」のみ)

- ・主要な指導者の情報を記入ください。
- ・指導者の主要論文は最近5年以内に発表されたオリジナル論文を記入してください。
- ・指導者の助成金・補助金の獲得歴・受賞歴を記入ください。

◆取り組む課題（問題）と研究目的

- ・申請内容で対象とする社会的及び科学的課題について、その重要性を含めて具体的に記入してください。その課題を取り上げるまでの経緯についても、これまでの研究の結果、また、先行する研究の進展や問題点を踏まえ、記入してください。その上で、本研究において、何を明らかにし、どのような価値の創出を目指しているのかを説明してください。

◆申請研究題目に関する国内外の研究状況

- ・申請分野の世界的な研究状況を客観的に説明してください。

◆実施内容及び方法

- ・上記の目的を達成するために、本研究で実施する内容・方法について記入してください。何をどのように実施するのか、また、何故それを実施することが問題解決につながるのかなど、具体的に記載してください。共同研究助成の場合は、各共同研究者の役割に触れながら記入してください。

◆研究終了時にどのような結果（成果）ができるのか。また、期待される波及効果。

- ・本研究の成果の形や内容を説明してください。成果の発信方法や対象、また、期待される波及効果について記入してください。

◆同一または類似研究に関する他の助成金・補助金への応募状況

- ・本助成金と併せて他の助成金や補助金を活用する計画がある場合、また、他の助成金等により、関連する研究を実施する場合は、今年度申請済みまたは申請予定のものを記入してください。なお、記載した他の機関への助成申請が採択された場合は、速やかにご連絡ください。

◆申請者略歴

- ・次のように記入してください。

19〇〇年〇〇月〇〇大学〇〇学部卒業

19〇〇年〇〇月〇〇大学大学院〇〇課程修了

20〇〇年〇〇月〇〇大学助教授

20〇〇年〇〇月〇〇大学教授

◆申請者の主要研究歴

- ・次のように記入してください。

19〇〇～20〇〇；アトピー性皮膚炎と食物アレルギーと関連性の研究

20〇〇～20〇5；・・・・・・・・

◆申請者の近年の主要関係論文

- ・最近5年以内に発表されたオリジナル論文を記入してください。
- ・主要な3件について、最終頁に要約の日本語訳を記入してください。
- ・「食物アレルギー」領域に新規に取り組む場合は記入欄の□にチェックを入れ（☑）、申請者の主要論文を記入してください。
 - (1) ○〇〇〇、△△△△、加熱後の抗原性・・・に関する研究 日本小児アレルギー学会誌 VOL. 67, No4, p58～p68, 2013
 - (2)

◆助成金・補助金の獲得歴

- ・これまでに採択された実績を記入ください。

◆支出経費内訳書

①機械・器具・備品費

税込単価 200千円以上の機械・器具・資料費等の購入金額を記入します。

※汎用性のある機器（例、パソコン、複合機）の費用は対象となりません。

②消耗品費

税込単価 200千円未満の消耗品費を記入します。

③旅費及び交通費

代表者及び共同研究者の国内・海外旅費（交通費及び宿泊費）を記入します。

④謝金

助言や講演を依頼する外部専門家、作業補助者等に対する謝金（交通費、宿泊費を含む）

を記入します。

※、申請者（代表者）及び共同研究者的人件費・生活費は対象となりません。

⑤委託費

調査・解析やシステム構築などを行う場合で、申請者関係者では実施することが難しい、専門性の高い業務を外部の専門業者・機関に委託する経費を記入します。

⑥通信・運搬費

宅配便送料、郵便代等を記入します。

⑦資料複写費

文献、資料等の購入費（税込単価200千円未満）、複写費を記入します。

⑧印刷・製本費

文献や技術紹介資料の印刷費や冊子の製本費等を記入します。

⑨賃借料

実験室、会議室等の賃料や動産（実験用機器など）の賃借料・損料を記入します。

⑩間接経費（オーバーヘッド）

必要に応じて記載ください。

■記入例1：申請者（研究代表者）分

費目	金額（千円）	内訳（千円）	備考
機械・器具・備品費	520	○○分析装置 310 ○○泳動装置 210	
旅費及び交通費	240	学会発表 120 研究打ち合わせ 90 文献調査旅費 30	
消耗品	440	試薬 340 ガラス器具 50 ○○ 25 ○○ 25	
○○	○○	○○ ○○	
合計	1,200		

■記入例2：共同研究者分

費目	内訳（共同研究者別に記載）					金額（千円）
	日本太郎	食野次郎	未来三朗	○○○○	○○○○	
機械・器具・備品費	1,150（解析装置）	450（乾燥機）	0			1,600
消耗品費	600（試薬）	500（試薬）	400（試薬）			1,500
旅費及び交通費	100（打合せ） 110（学会発表）	200（打合せ） 290（学会発表）	200（打合せ）			900
○○						
小計（千円）	1,960	1,440	600			4,000

別紙3) 一般財団法人ニッポンハム食の未来財団 案内

1. 目的

食物アレルギーや食品分野における研究、研究支援及び啓発活動を行い、もって世界の人々においしさの感動と健康の喜びを提供することを目的とする。

2. 事業内容

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 食物アレルギーや食品分野に関する講演会等の開催
- (2) 食物アレルギーや食品分野に関する印刷物の刊行及び広報活動
- (3) 食物アレルギーや食品分野に関する試験研究及び調査
- (4) 食物アレルギーや食品分野に関する研究を行う者に対する助成
- (5) 食物アレルギーや食品分野に関する指導者の育成及び啓発活動への支援
- (6) 食物アレルギーや食品分野に関する研究及び啓発活動に関し功績のある者の表彰
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 沿革

日本ハム株式会社が設立者となり、2015年1月27日に設立されました。

4. 役員等（2015年7月15日時点）

評議員	大谷敏郎、河野陽一、西藤久三、清水誠、末澤壽一、服部昭仁、矢野博之
理事	一色賢司、宇理須厚雄、沖浦智紀、畠江敬子、藤原寛英、山田良司
理事長	山田良司
副理事長	藤原寛英
監事	長谷川佳孝

5. 情報公開等

HP : <https://www.miraizaidan.or.jp/>
Facebook : <https://www.facebook.com/miraizaidan>
Twitter : <https://twitter.com/syokunomirai/>

以上